⑵　市町村の補正指数に係る率等（第19条の16関係）

補正指数区分	率等 A	率等 B
補正指数が0.10未満のもの	0.50	0.120　(　0.700)
同上0.10以上0.20未満のもの	0.70	0.100　(　0.680)
同上0.20以上0.30未満のもの	1.00	0.040　(　0.620)
同上0.30以上0.40未満のもの	1.40　(　1.60)	−0.080　(　0.440)
同上0.40以上0.50未満のもの	2.00　(　2.40)	−0.320　(　0.120)
同上0.50以上0.60未満のもの	3.00　(　3.60)	−0.820　(−0.480)
同上0.60以上0.70未満のもの	4.60　(　5.00)	−1.780　(−1.320)
同上0.70以上0.80未満のもの	6.20　(　8.00)	−2.900　(−3.420)
同上0.80以上0.90未満のもの	7.00　(12.40)	−3.540　(−6.940)
同上0.90以上1.00未満のもの	7.80　(16.80)	−4.260　(−10.900)
同上1.00以上のもの	9.00　(16.80)	−5.460　(−10.900)
指定都市にあつては、括弧内の率等とする。		

別表第一中⑴から⑷までを次のように改める。

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

⑴　都道府県分

経費の種類	測定単位	補正率等	
一　警察費	警察職員数	段階補正	
		測定単位の数値が3,044人以上のもの	
		3,044人	1.00
		3,044人を超え5,000人までの数	0.97
		5,000人を超え10,000人までの数	0.97
		10,000人を超え20,000人までの数	0.92
		20,000人を超える数	0.93
		測定単位の数値が3,044人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		3,044人に満たない数が1,044人までの数	0.02
		同上1,044人を超える数	0.09
二　土木費　1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正	
		その団体の交通量	
		11,000台までの数	1.000
		11,000台を超え13,000台までの数	1.087
		13,000台を超え20,000台までの数	1.335
		20,000台を超え30,000台までの数	1.540
		30,000台を超える数	1.876
		普通態容補正	1.000
		㈱　指定都市を包括する道府県にあつては、上記の率にそれぞれ0.001を加算した率とする。	
		寒冷補正	

級地	寒冷度	積雪度 雪寒道路の面積	積雪度 その他の道路の面積
4級地	0.086	0.827	0.000
3級地	0.053	0.624	0.000
2級地	0.032	0.388	0.000
1級地	0.019	0.221	0.000
無級地	0.000	0.221	0.000

備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。

	道路の延長	寒冷補正				
		級地	寒冷度 北海道	寒冷度 その他の都府県	積雪度 雪寒道路の延長 北海道の区域内の国道及び開発道路	積雪度 雪寒道路の延長 その他の道路	積雪度 その他の道路の延長
		4級地	0.117	0.123	0.130	0.260	0.000
		3級地	0.068	0.072	0.092	0.184	0.000
		2級地	0.053	0.056	0.066	0.131	0.000
		1級地	0.038	0.040	0.026	0.052	0.000
		無級地	0.000	0.000	0.026	0.052	0.000
3　港湾費	港湾における係留施設の延長	種別補正					
		特定重要港湾					1.300
		重要港湾					1.000
		地方港湾					0.620